

令和4年度の定期報告対象特殊建築物は次の通りです。

用途	要件
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る）	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。 2階の対象用途の床面積が300平方メートル以上のもの（2階に患者の収容施設があるものに限る）。
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 （助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設等）	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの 2階の対象用途の床面積が300平方メートル以上のもの
児童福祉施設等 （上記に定める用途を除く）	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。
事務所その他これに類するもの （階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	地階又は3階以上の階にあるもの

注) 1)この表において、「地階若しくは(又は)3階以上の階にあるもの」とあるのは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものを示します。

2)複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとします。